

仙台市非常勤行政委員月額報酬問題で勝訴！

仙台市民オンブズマンが仙台市長を相手に提訴していた、仙台市の非常勤行政委員（監査委員、人事委員会委員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員）の月額報酬の支払差止を求める訴訟の判決が、本日、仙台地方裁判所第3民事部（関口剛弘裁判長）でありました。

判決は、上記非常勤行政委員のうち、議員の中から選任された監査委員と教育長に任命された教育委員を除くすべての行政委員に対する月額報酬の支払いの差止めを認めました。つまり、仙台市民オンブズマンの請求がほぼ認められたこととなります。

この問題は、税金の無駄遣いの典型と見られており、他の自治体では見直しが検討あるいは実施されてきています。しかし、仙台市は財政危機にもかかわらず、この問題に手を付けようとしませんでした。今日の判決は、こういった仙台市の怠慢を非難するとともに、市民の問題意識を正面から受け止めた画期的な判決です。

仙台市長は、本判決の趣旨を十分にくみ取り、控訴せずに直ちに月額報酬制度を見直すべきです。

（弁護士 野呂 圭）